

アメリカにおけるヘイトスピーチ規制論の歴史的文脈

—— 90年代の規制論争における公民権運動の「継承」

明戸隆浩（大阪経済法科大学
アジア太平洋研究センター）

キーワード：ヘイトスピーチ、公民権運動、表現の自由、リベラル、批判的人種理論

1. 問題と背景

昨年（2013年）来、日本においても「ヘイトスピーチ（hate speech／差別言論）⁽¹⁾」という言葉が頻繁に聞かれるようになった。この言葉はときに「レイシズム」や「排外主義」と同義にも用いられるが、最大の違いの一つは、ヘイトスピーチという言葉がそれに対する法的な対応を多かれ少なかれ含意していることだ。

ヘイトスピーチについてはさまざまな定義があるが、ここではさしあたり「人種、民族、国籍、宗教、性別、性的指向⁽²⁾など、個人では変更困難な属性に基づいて侮辱、扇動、脅迫などを行うこと」としておく⁽³⁾。こうした意味でのヘイトスピーチに対しては、アメリカを除く主要な欧米諸国において、（具体的な規定はさまざまであるにせよ）何らかの形で法的規制が行われるのが一般的となっている。たとえばイギリスでは、公共秩序法および宗教的憎悪法により、皮膚の色、人種、エスニックな出自ないし出身国、国籍、宗教を理由として、憎悪を引き起こすような脅迫的・中傷的・侮辱的発

- (1) 日本語ではカタカナでそのまま表記するほか、「憎悪表現」「憎悪発言」「憎悪発話」という訳があてられることもあるが、「差別的表現(言論)」と置換え可能な言葉として用いられることも多い(師岡康子「イギリスにおける人種主義的ヘイト・スピーチ規制法」『神奈川大学法学研究所研究年報』30, 2012, 注1)。なお Walker によると、「ヘイトスピーチ」に該当する行為は、アメリカでは 1920 年代後半から 30 年代前半にかけては「人種憎悪 (race hate)」、40 年代はじめには「集団に対する名誉毀損 (group libel)」と呼ばれており、「ヘイトスピーチ」あるいは「レイシストスピーチ」という言葉が普及したのは 80 年代以降だとされる (Walker, Samuel, *Hate Speech: The History of an American Controversy*, University of Nebraska Press, 1994, p.8)。
- (2) Walker によると「ヘイトスピーチ」という言葉ははじめは人種、宗教、エスニックあるいはナショナルな集団に対する攻撃を指すものだったが、とくにアメリカでは、1980 年代に各大学でスピーチコードが普及していく過程でジェンダー、年齢、性的嗜好、配偶関係、身体的能力などを含むものに拡大されたという (Walker, 1994, p.8)。
- (3) ここで示した定義はあくまでも暫定的なものであるの、参考までに先行研究等で提示された定義をいくつか紹介しておく。「人種、宗教などのグループの人々に対して、憎悪、偏見を表明するスピーチ」(Strossen, Nadine, “Regulating Racist Speech on Campus: A Modest Proposal?,” *Duke Law Journal*, 1990, P.488)、「人種、エスニシティ、宗教、性的指向あるいは嗜好に基づいた言論による攻撃」(Smolla, Rodney. A. “Academic Freedom, Hate Speech, and the Idea of a University,” *Law and Contemporary Problems*, vol. 53, no. 3, 1990, P.195)、「人種(民族)・肌の色・性といった先天的な属性、あるいは自己の存在と不可避的に関係する準先天的な属性(宗教的・民族的な文化特性、社会的性差等々)、あるいは又その他特別の後天的な属性を、特定の個人または特定集団に対し、差別・排除の意図(意識的に無意識的にせよ)を以て侮蔑的に強調することにより憎悪(敵意)を表明する表現行為」(長峯信彦「人種差別的ヘイトスピーチ——表現の自由のディレンマ(1)」『早稲田法学』72(2), 1997, p.190)、「一般に人種、宗教、性別、性的志向等の要素に起因する憎悪、嫌悪の表現を指し、十字架を燃やす行為やナチスの鍵十字等の象徴的行為やシンボル等もこれに含まれる」(小谷順子「合衆国憲法修正一条の表現の自由とヘイトスピーチ」『日本法政学会法政論叢』36(1), 1999, p.160)、「特定の他者に対して差し向けられる侮辱的・差別的な発話」(北田暁大「憎悪の再生産——ヘイト・スピーチとメディア空間」藤野寛・齊藤純一編『表現の「リミット」』ナカニシヤ出版, 2005, p.57)、「人種、民族、宗教、性別等の集団に対して、憎悪等を表明する表現」(松垣伸次「ヘイト・スピーチ規制と批判的人種理論」『同志社法學』61(7), 2010, p. 232)。

言を行うことが規制されている⁽⁴⁾。またドイツでは、刑法86条によってナチス礼賛やそれに類する表現が禁止されているほか、1960年に導入された同130条により、公的秩序を乱すようなやり方で憎悪を掻き立てたり暴力を誘発したり、あるいはある集団を侮辱・中傷したりすることを禁じている（いわゆる「民衆扇動罪」）⁽⁵⁾。さらにフランスでも、1972年に成立した人種差別禁止法で、エスニシティや国籍、人種、宗教などに基づく中傷や名誉毀損、およびそれらに基づいて差別や憎悪、暴力を煽ることを禁止している⁽⁶⁾。

こうした中で、アメリカ（と日本）は、例外的にヘイトスピーチに対する規制を設けていないことで知られている⁽⁷⁾。これについては、一般に「アメリカは常に表現の自由の牙城であった」⁽⁸⁾という形で説明されることが多い。実際1791年に制定されたアメリカ合衆国憲法修正第一条では、連邦議会が制定してはならない法律の一つとして、言論の自由を制限する法律が挙げられている。しかし、たとえば有名なJ. S. ミルの危害原理（これ自体は物理的な危害を前提としたものではあるが）を想起すれば明らか

かなように、こうした条項をそのまま無制限の自由を意味するものと解することは、実際にはかなり一面的なものである⁽⁹⁾。またより現実的な角度から考えても、たとえば「名誉毀損」という概念があることは、先に見た「言論の自由」が実際の法律上も無制限ではないことを意味しており、「表現の自由の牙城である」というフレーズでアメリカの例外性を「理解」してしまうことは、やはり安易だと言わなければならないだろう。むしろそこで重要なことは、そうした例外性に影響を与える社会的な文脈、とりわけ国ごとに大きな違いをもつ歴史的な文脈を十分に考慮することである⁽¹⁰⁾。

本稿ではこうしたことをふまえて、アメリカでもっとも広くヘイトスピーチ規制が議論された80年代後半から90年代前半に焦点を当て、それに対してアメリカの歴史的な文脈、とりわけ60年代に形成された「公民権運動」という歴史的な文脈がどのような影響を与えたのかということ、当時の議論を素材とした知識人論的なアプローチを通じて検討する。80年代後半から90年代前半のアメリカというのは、州レベルおよび連邦レベルで「ヘイトクライム法」が整備され、

(4) Bleich, Erik, *The Freedom to be Racist?: How the United States and Europe Struggle to Preserve Freedom and Combat Racism*, Oxford University Press, 2011 (明戸隆浩・池田和弘・河村賢・小宮友根・鶴見太郎・山本武秀訳『ヘイトスピーチ——表現の自由はどこまで認められるか』明石書店, 2014.), Chap.2 / 師岡, 2012. / なおイギリスで最初にヘイトスピーチ規制が導入されたのは、1965年の人種関係法の制定の際のことである。

(5) Bleich, 2011, Chap.2 / 櫻庭総『ドイツにおける民衆扇動罪と過去の克服——人種差別表現及び「アウシュヴィッツの嘘」の刑事規制』福村出版, 2012.

(6) Bleich, 2011, Chap.2 / なおドイツとフランスでは、これらとは別にホロコーストの否定を禁止する条項が定められている (Bleich, 2011, Chap.2)。またカナダやオーストラリアでも、それぞれヘイトスピーチを禁止する法律が制定されている。なおカナダについては、小谷順子「カナダにおける表現の自由の保障と憎悪表現の禁止」『法政論叢』42(1), 2005.、オーストラリアについては、Gelber, Katharine *Speaking Back: The Free Speech Versus Hate Speech Debate*, John Benjamins Publishing, 2002.、Gelber, Katharine, *Speech Matters: Getting Free Speech Right*, University of Queensland Press, 2011. を参照。

(7) なおアメリカではヘイトスピーチに対しては規制を行わない一方で、人種差別行為については公民権法によって禁じており、またヘイトクライム[hate crime / 差別的な意図に基づいた犯罪行為]についても連邦およびほとんどの州でこれを対象とする法律が制定されているが (Bleich, 2011, Chap.6)、日本では人種差別禁止法・ヘイトクライム法ともに設けられていない。なおヘイトクライム法については、前嶋和宏「ヘイトクライム規制法とその問題点」『アメリカ・カナダ研究』18, 2000.、および前田朗『ヘイト・クライム——憎悪犯罪が日本を壊す』増補新版, 三一書房, 2013. を参照。日本のヘイトスピーチ規制をめぐる議論については、前田朗「差別表現の自由はあるか」1-4, 『統一評論』560-3, 2012.、および櫻庭, 2012, 1章を参照。

(8) Bleich, Erik, "The Rise of Hate Speech and Hate Crime Laws in Liberal Democracies," *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 37 (6), 2011, p. 922

(9) 北田, 2005, p.57

(10) Bleich, 2011, p.139-41 (明戸ほか訳, 2014, p.243-245)

また各地の大学で「スピーチコード」と呼ばれるヘイトスピーチ規制のガイドラインが作成されていく一方で、そうした大学のスピーチコード、あるいはヘイトスピーチを禁じた自治体レベルの条例に対して、連邦裁判所が否定的な判決を立て続けに示した時期である。こうしたことを背景として、「批判的人種理論」と呼ばれる立場に立つ一群の法学者を中心にヘイトスピーチ規制を正当化する議論が多数出される一方で、(古典的な)「リベラル」は、合衆国憲法修正第一条に示された「表現の自由」を厳守する立場から、規制に対して明確に反対の論陣を張った。本稿では、そうした対立において60年代の公民権運動が位相の違いはあるにせよそれぞれの立場に「継承」されたという観点から、ヘイトスピーチ規制をめぐる論争の構図を明らかにしたい。

本論文の構成は以下のとおりである。2章ではまず先行研究を概観した上で、アメリカの政治学者エリック・ブライシュのヘイトスピーチ論について検討する(2-1)。また、ブライシュの議論をふまえてこれまでのアメリカにおけるヘイトスピーチ規制にかかわる連邦最高裁の判例についてまとめ(2-2)、転換点としての60年代の公民権運動の影響を確認する(2-3)。3章では、90年代のヘイトスピーチをめぐる論争のうち、まず規制必要派として「批判的人種理論」と呼ばれる潮流を取り上げた上で(3-1)、「表現の自由」に依拠して規制に反対する「リベラル」の議論について検討し(3-2)、これら2つの立場がどのような形で公民権運動を「継承」しているのかについて分

析する(3-3)。

2. アメリカにおけるヘイトスピーチ規制論の歴史的文脈

2-1 先行研究の検討

ヘイトスピーチ規制に関する研究は、そのほとんどが法学分野(とりわけ憲法および刑法)におけるものであり、法制度や判決の紹介、あるいは学説の検討については日本でも多くの蓄積があるが⁽¹¹⁾、そうした制度や判決、あるいは学説を社会的な文脈との関連で検討したものはそれほど多くない⁽¹²⁾。こうした傾向は英語圏の文献についても基本的に同様であり、憲法学者であるキャス・サンステインの著作⁽¹³⁾、同じく憲法学者であるジェイムス・ウェインステインの包括的な著書⁽¹⁴⁾、法社会学者のリチャード・エイベルの議論⁽¹⁵⁾、法哲学者のジュレミー・ウォルドロン⁽¹⁶⁾などがあるが、こうした議論では基本的にヘイトスピーチ規制に対する規範的な主張が中心的な位置を占めるため、本稿にとっては先行研究というよりはむしろ検討の対象としての側面が強くなる。

こうした中で、各国の法制度を比較する形で、またそうした法制度の背後にある社会的な文脈をも視野に入れながら議論を行っているのが、アメリカの政治学者で人種・エスニシティを専門とするエリック・ブライシュである⁽¹⁷⁾。ブライシュは、アメリカのほかイギリス、ドイツ、フランスなど欧米の主要国の法制度の歴史と現状を俯瞰しつつ、ヘイトスピーチ規制だけでなくヘイトクライム法や人種差別禁止法、あるいは極右政党などへの団体規制も視野に入れ

(11) その一部として、長峰, 1997、小谷, 1999、小谷, 2005、前嶋, 2000、榎垣, 2010、前田, 2012、前田, 2013、師岡, 2012、櫻庭, 2012。他にも多くの文献があるが、ここでは他の箇所でも参照したものを年代順に並べるだけにとどめる。

(12) 例外的に社会学的なアプローチを採用しているものとして伊藤高史『「表現の自由」の社会学——差別的表現と管理社会をめぐる分析』八千代出版, 2006。があるが、これはあくまでも日本の文脈に関する議論である。

(13) Sunstein, Cass R, *Democracy and the Problem of Free Speech*, The Free Press, 1993. / Sunstein, Cass R, *Republic.com*, Princeton University Press, 2002. (石川幸憲訳『インターネットは民主主義の敵か』毎日新聞社, 2003.)

(14) Weinstein, James, *Hate Speech, Pornography, and the Radical Attack on Free Speech Doctrine*, Westview Press, 1999.

(15) Abel, Richard L., *Speaking Respect, Respecting Speech*, University of Chicago Press, 1998.

(16) Waldron, Jeremy, *The Harm in Hate Speech*, Harvard University Press, 2012.

(17) Bleich, 2011.

た議論を行っており、本稿にとっての数少ない先行研究として重要である⁽¹⁸⁾。プライシュは、ヘイトスピーチやレイシズムに対する法的対応と表現や言論の自由とのバランスを主要な問題として置いた上で、次の4つのテーゼを基本的な主張として掲げている。(1) 大まかに言えば、第二次世界大戦以降、自由の擁護を一部諦めてレイシズムを規制する傾向が見られる、(2) 自由を強く主張する側の危惧とは裏腹に、こうした傾向は滑り坂 [slippery slope / ここではレイシズムの規制が他の自由に対する規制に波及していくこと] のような形はとっていない、(3) アメリカはこうした大まかな傾向からは基本的な点で外れており、表現の自由がレイシストのそれにまで拡大されている、(4) (あまり知られていないことだが) アメリカはかつて、ある重要な方法で表現の自由を制限する最前線にいたことがある⁽¹⁹⁾。

このうち、(1)と(3)は、前章ですでに触れたとおりである。また(2)については、本稿にとってはむしろ次章の分析に関わるので、ここでは提示にとどめる。その上で、ここでは(4)の指摘に注目したい。ここでプライシュが念頭に置いているのは、具体的には1940年代および1950年代の連邦最高裁の判決である。これについての詳細は次節で述べるが、実はこの時代、アメリカの最高裁は、ヘイトスピーチに対して現在とはかなり異なる観点に立っており、現在ヘイトスピーチと呼ばれているような表現に対して、これを違法とする判決を複数出している。言い換えれば、アメリカが建国以来一貫して「表現の自由の牙城」であったというのは、(プライシュから離れてあえて「社会学的」な言い回しを用いるならば) 60年代以降につくられたある種の「神話」である可能性が高い。プライシュ自身は基本的にこのあたりの歴史を淡々と記述するのみであり、また判決

の背後にある学說的・思想的背景には踏み込まないため、本稿の問題設定からするとやや物足りないくらいがあるが、しかしそこで示唆されているアメリカの法的言説の「転換」は、本稿の分析にとってもきわめて有益である。次節ではこのことを念頭に置いた上で、ヘイトスピーチ規制に関連して連邦最高裁において過去に出された重要な判例の変遷を見ていくことにしよう。

2-2 ヘイトスピーチ規制に関する 連邦最高裁の判例の変遷

ヘイトスピーチ規制に関する連邦最高裁の判例のうち、多くの文献で取り上げられているケースは、1942年のチャプリンスキー判決、1952年のボハネ判決、1969年のブランデンバーク判決、1977年のスコークー事件、1992年のRAV判決である。ここではこれらの判決を歴史順に見ていくことで、そこに表れているヘイトスピーチ規制に対する判断の変遷を検討していきたい。

まず1942年のチャプリンスキー判決であるが、これは「喧嘩言葉 (fighting words)」が憲法上の保護を受けないことを示したリーディング・ケースだとされる⁽²⁰⁾。これはエホバの証人の信者であったチャプリンスキーが路上で警察署長に対して暴言を吐いたことについての判決であるが、当時のニューハンプシャー州の法律では、公共の場所で不快な、嘲笑的な、あるいは困惑させるようなスピーチを浴びせてはならないと定められていた。チャプリンスキーはこれに違反したとして刑事責任を問われることになったが、チャプリンスキーは、この州法は表現の自由を反しており違憲であると主張して争った。これに対して連邦最高裁は、ある種のスピーチについてはそれを抑制しても憲法には違反しないとし、そうしたスピーチにあたる

(18) なお、アメリカに限定した議論のうち、ヘイトスピーチ規制に関する議論の社会的な背景に踏み込んでいる議論としては、すでに言及した Walker, 1994 のほか、Marcus, Laurence R, *Fighting Words: The Politics of Hateful Speech*, Praeger, 1996、奥平康弘『「表現の自由」を求めて——アメリカにおける権利獲得の歴史』岩波書店、1999、志田陽子『文化戦争と憲法理論——アイデンティティの相剋と模索』法律文化社、2006、などがある。

(19) Bleich, 2011, p.6

(20) 安西文雄「ヘイト・スピーチ規制と表現の自由」『立教法学』59, 2001, p.9

ものとして、わいせつな言葉、冒瀆的な言葉、名誉毀損、侮辱的な喧嘩言葉を挙げた。ここで重要なことは、少なくとも個人に対して発せられた中傷については、表現の自由の「枠外」として、この時点では規制を認められていたということである⁽²¹⁾。

次に1952年のボハネ判決であるが、これは「集団に対する名誉毀損 (group libel)」の論理に依拠してヘイトスピーチ規制を根拠づける際のリーディング・ケースであるとされる⁽²²⁾。このケースは、人種差別団体の長であるボハネが「白人居住区を守れ (Preserve and Protect White Neighborhoods)」というパンフレットを配布したことがイリノイ州の刑事法によってアフリカ系アメリカ人に対する名誉毀損とされたことを受けて、ボハネがこの州法を表現の自由に反しているとして争ったというものである。これに対して連邦最高裁は、チャプリンスキー判決をふまえてまず個人に対する中傷を表現の自由の枠外だとした上で、個人の権利は彼が属する集団の地位の保全に依拠するという理由で、これを集団にも適用可能だとした。これは表現の自由に対する制約が、攻撃的な発言が特定の個人に向けられた場合だけではなく（必ずしも外延がはっきりしない）集団に向けられた場合でさえ行われうるということを示したものであり、現在の連邦最高裁のスタンスと比べるとかなり踏み込んだものだと言える。

しかし、ヘイトスピーチ規制に対する連邦最高裁の原則は、1960年代以降「表現の自由」の原則を厳格に適用する方向へと向かっていく。この方向性が具体的に打ち出されたのは、1969年のブランデンバーク判決であった。ここで争われたのは、クー・クラックス・クラン (KKK) が集会で十字架を燃やし⁽²³⁾、扇動的発言を行

ったことが、州法に基づいて違法とされたことの合憲性である。連邦最高裁の判断は、州法を修正第1条に照らして違憲とし、KKKの指導者の有罪判決を破棄するというものだった。KKKという典型的な差別主義者の差別扇動さえ修正第1条の保護を受けるという、現在につながる流れが成立した瞬間である。そしてこうした判断は1977年のスコキー事件をめぐる判決でも基本的に踏襲されることになる。そこではホロコースト生存者が多く居住するスコキー村周辺でのネオナチのデモが条例違反とされたことの合憲性が争われたが、連邦最高裁の判断は、やはり条例を違憲とし、ネオナチのデモの権利を支持するものだった⁽²⁴⁾。

その後もこうした傾向は変わることがなく、むしろそれは1992年のRAV判決によってさらに強化されることになる。このケースは、ミネソタ州セントポール市の白人家庭が大多数を占める住宅地で、白人少年RAV等が、黒人家庭の住居敷地に侵入し十字架を燃やしたことに對するものである⁽²⁵⁾。セントポール市の「偏見を動機とした犯罪に関する条例」にはこうした十字架を燃やす行為を規制する条項が含まれており、RAV等の行為に対してもこの条項が適用されたが、RAV等はこの条例が表現の自由を定めた憲法に違反すると主張して争った。これに対して州最高裁はこの条例を合憲としたが、連邦最高裁は州最高裁の判断を覆し、同条例が喧嘩言葉一般ではなく一部の喧嘩言葉のみを対象としている点で表現の内容に踏み込んでおり、修正第一条に反するとした。この判決はヘイトスピーチに対する規制を限りなく狭める方向に働き、以後アメリカではヘイトスピーチは事実上規制できないという状況が成立することになる。

(21) ただし同時に注意が必要なのは、ここで問題にされているのがあくまでも警察署長という「個人」に対して浴びせられた言葉だということである。ヘイトスピーチ規制においてはほぼ必須の条件である「集団に対する」攻撃的発言という点については、続くボハネ判決を待たなければならない。

(22) 安西, 2001, p.12

(23) 「十字架を燃やす」という行為はKKKが黒人を脅迫する際に行う象徴的行為だが、アメリカでは一般に「表現」の範疇とみなされる。

(24) Bleich, 2011, Chap.4. /なお、実際にはデモは不成立となった。

(25) Bleich, 2011, Chap.4. /小谷, 1999, p.161-2

2-3 転換点としての公民権運動

このように、アメリカがヘイトスピーチ規制に対して「表現の自由」の原則を厳格に適用するようになったのは、1960年代以降のことである。このことは、ヨーロッパ諸国でヘイトスピーチ規制が導入されていったのが1960年代から70年代にかけてであることを考えると、かなり奇妙なことであるように見える。実際、1964年にアメリカで成立した公民権法は一般的な位置づけとしては人種差別禁止法にあたるが、イギリスで1965年に導入された人種関係法、あるいは1972年のフランスの人種差別禁止法などのように、他の国ではまさにこうした人種差別禁止法の中にヘイトスピーチ規制が盛り込まれていたのである。こうしたことをふまえるならば、アメリカにおける人種差別禁止法である公民権法の中にヘイトスピーチ規制は盛り込まれていたとしてもまったく不思議ではないが、実際にはそのようなことはない。なぜ、こうした違いが生じたのだろうか。

この問いに対する答えは、実は、この公民権法を生み出した公民権運動にこそある。端的に言えば、1960年代以降にアメリカで「表現の自由」の原則が厳格に適用されるようになったのは、公民権運動の過程において「表現の自由」が運動を後押しする重要な理念となっていたことが大きい⁽²⁶⁾。ブライシュによれば、当時のアフリカ系アメリカ人や公民権運動の活動家にとって、名誉毀損に対する規制はむしろ障害となると認識されていたという。実際60年代には、公民権運動の運動家の発言がとくに南部の諸州においてたびたび名誉毀損で有罪とされ、その度に連邦最高裁が「表現の自由」の原則に基づいてそれを覆す、ということが生じていた。また、同様の状況に置かれていたユダヤ系アメリカ人についても、とくにその知識人層において、集団に対する名誉毀損の規制は利益よりも危険のほうが大きい、という認識が主流になっていた。こうした中で、「表現の自由」の

原則はマイノリティの利益を守るためにこそ必要だという考え方が、アメリカ社会において次第に普及していったのである⁽²⁷⁾。

なおこうした過程は、「表現の自由」をめぐるよく知られた判決である1964年のニューヨーク・タイムズ判決を見ることで、具体的に確認することができる⁽²⁸⁾。これは、ニューヨーク・タイムズ紙が公民権運動支持を呼びかけた意見広告を掲載した際に、そこに含まれた学生運動に対する警察の対応を批判した表現が名誉毀損にあたるとして争われた裁判である。これに対して最高裁は、「表現の自由」の原則をかなり強く前提にした上で、公職者に対する名誉毀損が成立するためには「現実的悪意」の存在を証明しなければならないという判断を下し、裁判は運動側の勝訴となった。こうした原則はニューヨーク・タイムズ判決の法理と呼ばれ、その後アメリカにおける同様の判決の際に「表現の自由」が強く前提とされる基盤となった。この判決は先ほど概観したヘイトスピーチ規制に関わる一連の判決の中ではボハネ判決（1952年）とブランデンバーグ判決（1969年）のあいだに位置するが、こうした点からも、「表現の自由」をめぐる転換の背後に公民権運動の影響が強くあったことをうかがうことができる。

こうしたことをふまえて次章では、1980年代後半以降ヘイトスピーチ規制をめぐる議論がどのように行われたかを見ることを通して、そこにおいて公民権運動の「成果」がどのような形で「継承」されたのかについて見ていくことにしたい。

3.90年代の規制論争における 公民権運動の「継承」

3-1 スピーチコードと批判的人種理論

前章で見たように、ヨーロッパがヘイトスピーチ規制を導入していった60年代から70年代にかけて、アメリカでは逆に「表現の自由」の原

(26) Bleich, 2011, p.74

(27) Bleich, 2011, p.74-5

(28) 松井茂記『アメリカ憲法入門』第5版, 有斐閣, 2004, p.171-4

則を徹底するという方針がとられることになった。しかしこうした方針は、80年代後半になると新たな状況に直面することになる。この時期は、各地の大学で「スピーチコード」と呼ばれるヘイトスピーチ禁止の学内規定が設けられた時期である。その背景には、1970年代以降に導入されたアファーマティブ・アクションの効果もあり、キャンパスがさまざまな人種から構成される場に変化していたことがあった。こうした中で1980年代に入ると、こうした変化を快く思わない一部のマジョリティによって、人種的マイノリティに対する暴力事件や嫌がらせが頻発するようになっていく。スピーチコードは、こうした状況に対する大学側の具体的な対応策として現れたものであった⁽²⁹⁾。

しかしこうしたスピーチコードは、80年代後半から90年代にかけて、複数回にわたって連邦裁判所から否定的な判決を受けることになる⁽³⁰⁾。最初にその対象となったのは1989年に出されたミシガン大学のスピーチコードであったが、ここでは「人種・エスニシティ・宗教・性・性的指向・信条・出身国・祖先・年齢・婚姻の有無・障害・ベトナム戦争への従軍経験に基づいて、個人に汚名を着せたり、苦痛を与えたりす

る行為（言語的か身体的かは問わない）」が規制の対象とされていた。これに対する連邦地方裁判所の判決は、この規制の対象は過度に広範であり、また具体的に何が規制されるかについてもあいまいであるため違憲だというものである⁽³¹⁾。その後ウィスコンシン大（1991年）およびセントラル・ミシガン大（1993年）のスピーチコードに対しても連邦地方裁から同様の判決が出され、大学のスピーチコードはアメリカ社会において次第に支持を得にくい状況に追い込まれていった⁽³²⁾。

こうした中で、大学でのスピーチコードを支持する立場を明確にしていたのが、「批判的人種理論」と呼ばれる立場に立つ法学者たちである。こうした法学者としてはリチャード・デルガド、チャールズ・ローレンス三世、マリ・マツダ⁽³³⁾らがよく知られているが、彼らは「表現の自由」の観点からヘイトスピーチ規制に対してきわめて冷淡であった当時の法学界の中であって、ヘイトスピーチの影響を受ける被害者の経験を重視し、例外的に規制を強く主張した⁽³⁴⁾。彼らの主張はアメリカの法学界ではあくまでも少数派であり、連邦あるいは州レベルの議論に目に見える影響を与えるには至らなかったが⁽³⁵⁾、

(29) Walker, 1994, Chap.7, / Marcus, 1996, Chap.4-5

(30) 松田浩「大学・差別・自由言論——合衆国のスピーチ・コード論争における「大学」分析」『一橋研究』24巻1号, 1999.

(31) なおサンズティーンは、ミシガン大については連邦地方裁の判決に基本的に同意する一方で、同じスピーチコードでもスタンフォード大のものは対象が厳格に定義されているとして支持を表明し、大学のスピーチコード全体に問題があるわけではないことを強調している (Sunstein, Cass R, "Words, Conduct, Caste," Laura Lederer and Richard Delgado eds., *The Price We Pay: The Case Against Racist Speech, Hate Propaganda, and Pornography*, Hill & Wang Pub, 2005, p. 270)。

(32) なおちょうどこの間に、2-2で触れた RAV 判決 (1992 年) が出されている。このため RAV 判決後に出されたセントラル・ミシガン大の判決では、ミシガン大やウィスコンシン大の際に提示された「広範さ」と「あいまいさ」に加えて、表現の内容や観点到に踏み込んでいる点も違憲である理由として挙げられている (松田, 1999, 58)。またより広い意味では、一連のスピーチコードの普及に対して、表現の自由の観点から否定的なメッセージを送るものとして RAV 判決を位置づける見方もある (奥平, 1999, p.322)。

(33) デルガドはチカーノ、マツダは日系、ローレンスはアフリカ系と、いずれもマイノリティであることを表明している点もこの学派の特徴の一つである (Matsuda et al., 1993, p.2)。

(34) Delgado, Richard, "Words that Wound: A Tort Action for Racial Insults, Epithets, and Name Calling," *Harvard Civil Rights-Civil Liberties Law Review*, 17, 1982. / Matsuda, Mari J., "Public Response to Racist Speech: Considering the Victim's Story," *Michigan Law Review*, 87 (8), 1989. / Lawrence, Charles R, III., 1990, "If He Hollers Let Him Go: Regulating Racist Speech on Campus," *Duke Law Journal*, 39 (3). / Matsuda, Mari J. et al., *Words that Wound: Critical Race Theory, Assaultive Speech, and the First Amendment*, Westview Press, 1993. / Delgado, Richard and Jean Stefancic, *Critical Race Theory: An Introduction*, 2nd ed, New York University Press, 2012.

(35) ただし、たとえば前述した RAV 判決では、ミネソタ州の最高裁はむしろ批判的人種理論の影響を受けてセントポール市の条例に好意的な判決を出したとされる (Matsuda et al., 1993, p.133)

それらに比較してより柔軟な対応が可能だった大学のキャンパスでは、彼らの議論は一定の影響をもつことになったのである。

批判的人種理論が規制の必要性を説くにあたってもっとも強調するのは被害者が受ける害悪であるが、その際に重要な理論的支柱となったのが、「言論／行為」の区別に対する批判である。冒頭で少し触れたように、80年代後半から90年代前半のアメリカでは、州レベルおよび連邦レベルで「ヘイトクライム法」が整備された時代でもあった⁽³⁶⁾。「ヘイトクライム」は差別的な意図に基づいた犯罪を指す言葉だが、アメリカではこのヘイトクライム法によって、暴行事件や殺人事件などの動機が差別的なものである場合に、そうした差別的動機がない場合よりも罪を重くする（加重する）ことを定めている。そしてこうした法律は、ヘイトスピーチ規制が「言論」に対する規制であるのに対し、ヘイトクライム法は「行為」に対する規制であり、前者は許されないが後者は許容されるという観点から、法的に正当化されてきた⁽³⁷⁾。これに対して批判的人種理論は、そもそもそうした区別が成り立たないという点を強調することで、ヘイトクライム法を認める一方でヘイトスピーチ規制を拒否することに理論的な正当性がないことを示そうとしたのである。

たとえば、批判的人種理論の主要な論者の一人であるチャールズ・ローレンス三世は、次のように述べて「言論／行為」の二分法を批判している。

レイシズムは100%言論であり、100%行為

である。差別的な行為は、白人が優位であるというメッセージを示すものでなければ、そして白人が優位であるという構造やイデオロギーを増長させるような文化の中で解釈されなければ、人種差別的ではない。同様に、あらゆる人種差別的な言論は、非白人の自由をその人種に基づいて制約するような社会的現実をつくり出す。このような意味をつくり出すことは、他者の生活の機会を制限することで、人種差別的な言論を行為へと変えるのである。⁽³⁸⁾

ローレンスの議論は、言論と行為の区分を安易に前提にすることの問題点を示すことで、ヘイトスピーチ規制を否定する一方でヘイトクライム法については認めるアメリカの法制度を批判するものである。こうした議論は学会においても社会においても一定の影響をもつものではあったが、しかしすでに触れたように、法学界の主流はあくまでも「表現の自由」に依拠してヘイトスピーチ規制に否定的な立場を示す人々であった。次節では、こうした立場に立つ人々の議論について見ていくことにしたい。

3-2 ヘイトスピーチ規制論争における「リベラル」の立場

批判的人種理論に代表される規制論に強く反発し、「表現の自由」を擁護する観点から規制に対する慎重論を展開した著名な論者としては、法哲学者でリベラリズムを代表する論者として知られるロナルド・ドウォーキン、憲法学者のロバート・ポスト、ACLU⁽³⁹⁾ 前会長の

(36) アメリカにおけるヘイトクライム法は、1981年にワシントン州とオレゴン州で成立したところから始まり、その後州レベルでは90年までに28州、90年代終わりまでに40州がヘイトクライム法を導入した。また連邦レベルでも、1990年にヘイトクライム統計法が成立したのを端緒に、1994年にヘイトクライム判決強化法、2009年にヘイトクライム予防法がそれぞれ成立している (Bleich, 2012, Chap.6)。

(37) Bleich, 2012, p.109-10

(38) Lawrence, 1993, p.62 / なおこうした主張は、ボルノグラフィ規制におけるキャサリン・マッキノンらの主張とも重なる部分があり、そうした観点からボルノ規制・ヘイトスピーチ規制双方を射程に入れた論文集も出されている (Lederer, Laura and Richard Delgado eds., *The Price We Pay: The Case Against Racist Speech, Hate Propaganda, and Pornography*, Hill & Wang Pub, 2005.)。

(39) ACLU (American Civil Liberties Union / アメリカ自由人権協会) は1920年に設立された国内有数の人権団体で、とくに言論の自由についてはアメリカではきわめて大きな影響力をもっている。ストロッセンは、1991年から2008年までこのACLUの会長を務めた。

ナディーン・ストロッセンなどがある。なおこうした人々に対する呼称としては、「リベラル」⁽⁴⁰⁾、「古典的リベラル」⁽⁴¹⁾、「市民的リバタリアン」⁽⁴²⁾ [市民的自由に関するリバタリアンという意味] などがあるが、ここでは「リベラル」で統一することにしたい⁽⁴³⁾。

このうちまずドウオーキンだが、ドウオーキンは80年代からポルノグラフィ規制と表現の自由のあいだの緊張をめぐってキャサリン・マッキノンと激しいやりとりを続けており、ヘイトスピーチ規制という論点は、むしろ派生的な位置づけであった⁽⁴⁴⁾。こうした中で、マッキノンが基本的には同様のロジックでポルノグラフィ規制とヘイトスピーチ規制を擁護したのに対して、ドウオーキンはやはり同様のロジックで2つの規制をともに批判する形になったため、論争はヘイトスピーチ規制に独自の論点についてというよりは、広く「表現の自由」とその限界という形で行われることになった。

そしてドウオーキンは、いかなる場合でも「表現の自由」の原則を擁護すべきだという観点から、きわめて強硬な「規制批判」を展開している。こうした批判はアメリカの文脈においてはもちろんヨーロッパの法制度にまで及んで

いるが⁽⁴⁵⁾、その中でもおそらくもっとも否定しにくいものの一つであろうドイツにおけるホロコースト否定に関わる規制についても、ドウオーキンは次のように言い切っている。

私は、現在のドイツにおいて、検閲を支持する根拠がどれほど強力なものに見えているかということは、わかっている。鍵十字のようなものを掲げた与太者たちが、歴史上これまで最も大規模で冷酷無比な虐殺のことを、実はその被害者によってねつ造されたものなどとうそぶいているのであり、まともな人たちは、これを見るとき、抽象的な原理に我慢できなくなっているのである。(中略)しかし、自由を得るために払う犠牲によって、たとえ本当に痛みで苦しまなければならないときでさえ、自由には、それと引き換えに得るだけの重要性が十分にある。自由を愛する者は、たとえデッカート [=ドイツの極右政党国民民主党的指導者] や彼の憎たらしい仲間たちのような自由の敵が、我々を誘惑しようとして凶暴な挑発を仕掛けてきたときでさえ、彼らに対しては人質を一切与えるべきではないのである。⁽⁴⁶⁾

(40) Sandel, Michael J, *Democracy's Discontent: America in Search of a Public Philosophy*, The Belknap Press of Harvard University Press, 1996, p. 89. (金原恭子・小林正弥監訳『民主政の不満——公共哲学を求めめるアメリカ』上、勁草書房、2010, p.112.) / Altman, Andrew, "Liberalism and Campus Hate Speech: A Philosophical Examination," *Ethics*, 103 (2), 1993.

(41) Brooks, Roy. L. and Mary J. Newborn, "Critical Race Theory and Classical-Liberal Civil Rights Scholarship: A Distinction without a Difference?," *California Law Review*, 82 (4) 787, 1994.

(42) Storossen, 1990.

(43) 「リベラル」という言葉は多義的であり、戦後のアメリカに限っても時代ごとにその位置づけを異にするが(明戸隆浩「1960年代アメリカにおける〈リベラル・マジョリティ〉の成立——公民権運動をめぐるマイノリティの問題提起とマジョリティの応答」『年報社会学論集』22号、2009.、明戸隆浩「1970年代アメリカのエスニック関係における「リベラル」な知識人——アフターマティフ・アクション擁護論の「普遍主義的」側面をめぐって」第83回日本社会学会大会、2010.)、本稿の文脈では「表現の自由」の観点からヘイトスピーチ規制に反対する論者が「リベラル」と位置づけられる。

(44) ドウオーキンとマッキノンの論争については、MacKinnon, Catharine A, *Women's Lives, Men's Laws*, Belknap Press of Harvard University Press, 2005. (森田成也・中里見博・武田万里子訳『女の生、男の法』上下、岩波書店、2011.)のほか、小宮友根『実践の中のジェンダー』新曜社、2011, 7章参照。

(45) ドウオーキンは、イギリスの人種関係法はアメリカ憲法下では違憲であるとはっきり述べている(Dworkin, R.M, 1996, *Freedom's Law: The Moral Reading of the American Constitution*, Oxford University Press. (石山文彦訳『自由の法——米憲法の道徳的解釈』木鐸社、1999, p.294)。

(46) Dworkin, 1996, P.226 (石山文彦訳、1999, p. 294) / なおこの文章の原典は、1991年に書かれた論文の「補論」として、1995年に書かれている。なお、ホロコースト否定すら容認するという意味ではきわめて明確な主張ではあるが、ドウオーキンが書いたものとしては明らかに譲歩や釈明が多い文章であるということも、併せて付け加えておきたい。

ここでドウオーキンはきわめて原理主義的な観点からナチス礼讃やホロコースト否定も含めてあらゆる「表現の自由」を擁護しているわけであるが、アメリカにおける「リベラル」の立場を示すものとしては、これほどわかりやすい言明はないだろう⁽⁴⁷⁾。

また、ドウオーキンのようにテーマや地域を横断して名が知られているわけではないが、ヘイトスピーチ規制論争における「リベラル」の見方を知る上で欠かすことができないのが、憲法学者で修正第一条を専門とするロバート・ポストである。ポストは、批判的人種理論の論者のうちとくにリチャード・デルガドの議論を念頭に置きながら、「表現の自由」を擁護する観点から規制反対論を打ち出している。その際にポストが提示するのは、表現の自由の意義は民主主義の維持発展のために不可欠だという議論であり、表現の自由の規制は、仮にそれがヘイトスピーチに対するものであっても、民主主義にとって不可欠な自己決定の概念を掘り崩すものだとして主張する⁽⁴⁸⁾。

また、ACLU前会長のナディーン・ストロッシェンも、論敵としてチャールズ・ローレンス三世を強く意識した上で、たとえヘイトスピーチを対象としたものであっても表現の自由を規制することを強く批判している。そこでストロッシェンがおもに主張するのは、(1)ヘイトスピーチを規制することはレイシズムの抑止にとって必ずしも効果的ではないこと、またさらに進んで、(2)ヘイトスピーチを規制することはレイシズムをむしろ悪化させること、である。ストロッシェンがこの2つのテーゼを示すに

あたって具体的に指摘しているのはいずれもイギリスの事例であるが、(1)についてはイギリスにはヘイトスピーチに対する法的規制があるにもかかわらず、それが効果を上げているという証拠が必ずしもないこと、(2)についてはイギリスで1965年に人種関係法がはじめて制定された後、最初にこれが適用されたのがブラック・パワーの指導者であり、その後も黒人や労働組合員、あるいは反原発の活動家に適用されていると述べている⁽⁴⁹⁾。また別の箇所では、先に触れたミシガン大のスピーチコードについて、白人が黒人を訴えたケースが20件以上あったこと、また実際に罰則が適用されたのは黒人の学生の2例だけであったことを指摘し、やはり規制がむしろレイシズムを悪化させることを指摘している⁽⁵⁰⁾。

このように、こうしたヘイトスピーチをめぐる論争において「リベラル」と呼ばれる人々は、基本的に「表現の自由」の擁護——なぜそれが擁護されるべきかという点については論者によって異なるにせよ——という観点から規制反対の立場を打ち出している。そしてそこでは、アメリカが他のヨーロッパ諸国と違ってヘイトスピーチ規制に関する明示的な規定をもたないということが、むしろ積極的に擁護すべき点としてとらえられることになる。冒頭で示した「アメリカは「表現の自由」の牙城である」という「イメージ」は、基本的にはこうした文脈において形成されたものと思われるが、2章で示したようにそうしたイメージは「建国以来」のものではなく、あくまでも60年代の公民権運動を通して形成されたものである。では、80年代

(47) なおここで併せて注意を喚起しておきたいのは、ここでは結果としてマイノリティ側の利益についてほとんど配慮していないかのように見えるドウオーキンが、(おもに1970年代における)アフターマティブ・アクションについての論争においては、割当制(クォータ制)などかなりラディカルなものを含めてこれを支持する立場を打ち出していたということである(明戸, 2010)。つまり少なくとも表面的には、ドウオーキンは「マイノリティの利益への配慮」という点でアフターマティブ・アクションとヘイトスピーチ規制で正反対の立場に立っており、これはアメリカにおける「リベラル」の変遷を考える上できわめて興味深い事態であるように思われる。

(48) Post, Robert C., 1991, "Racist Speech, Democracy, and the First Amendment," *WILLIAM AND MARY LAW REVIEW* 267, p.279-85

(49) Storossen, 1990, p.554-6

(50) Strossen, Nadine, 1995, *Defending Pornography: Free Speech, Sex, and the Fight for Women's Rights*, New York University Press. (岸田美貴訳・松沢呉一監修『ポルノグラフィ防衛論——アメリカのセクハラ攻撃・ポルノ規制の危険性』ポット出版, 2007, p.334)

から90年代にかけてのヘイトスピーチ論争においては、2章で見た公民権運動の経験はどのような形で「継承」されたのだろうか。

3-3 90年代アメリカにおける 公民権運動の「継承」

3-1および3-2で見た2つの立場、すなわち「批判的人種理論」と「リベラル」のうち、批判的人種理論が公民権運動をどのような形で継承したのかについては、比較的明快である。たとえばある批判的人種理論の入門書では、この学派の起源の一つとしてW. E. B. デュボイス、マーティン・ルーサー・キング、あるいはブラック・パワーといったものを挙げている⁽⁵¹⁾、また別の本ではより厳密に、1960年代後半に公民権運動が失速し、運動の成果が危機に瀕していったことを受けて生じた動きだと位置づけられている⁽⁵²⁾。

また、前節でも引用したチャールズ・ローレンス三世は、自らの議論を、ブラウン判決[学校における人種隔離を違憲とした1954年の判決で、公民権運動の端緒となった]の再解釈によって正当化しようと試みていることで知られている。ローレンスの解釈によれば、ブラウン判決において学校における人種隔離が違憲とされたのは、それが人種差別的な「行為」であったからではなく、「黒人の子どもは白人の子どもと一緒に教育を受ける資格がない」というメッセージを発する「言論」であったからである⁽⁵³⁾。したがって、アメリカの法廷で「表現の自由」を守るための原則としてよく提示される「内容中立性」の原則は、人種差別についてはブラウン判決ですでにその「例外」であることが示されている、とローレンスはいうのだ。そして言うまでもなく、ブラウン判決は「公民権運動と

平等保護原則の基礎」⁽⁵⁴⁾である。実際批判的人種理論は、「新しい公民権の正統 (New Civil Rights Orthodoxy)」⁽⁵⁵⁾となる可能性を秘めた運動でもあるとされており、こうした点で公民権運動の継承を明確に意識した立場として位置づけることができる。

では、「リベラル」はどうだろうか。先に触れた論者のうち、公民権運動について明示的に触れているのは、ストロッセンである。ストロッセンは、先に見た2つのテーゼを提示する前に、(1990年当時)自身が率いていたACLUの歴史に触れ、ACLUがいかに歴史的に人種差別と闘ってきたのかということ、そして何より60年代の公民権運動においてACLUが活動家たちをいかに強力にサポートし、また公民権運動の過程で行われたACLUの投票権プロジェクトがいかに多くの黒人の投票行動に結びついたかということを強調している⁽⁵⁶⁾。ただしストロッセンのこうした主張は、あくまでも自分は決して黒人に敵対する立場から規制に反対しているわけではないという趣旨であり、これは同じ公民権運動の「継承」ではあっても批判的人種理論にとってのそれとは明らかに異なる。彼女のここでの主張は、批判的人種理論からすれば公民権運動の方向性に逆行しているように見える自らの立場が実は公民権運動をふまえたものであることを対抗的に示すものであり、直接的に依拠しているのはあくまでも「表現の自由」である。

とはいえ一般的に言えば、「リベラル」が自らの正当性を提示する際に公民権運動のような具体的な文脈を示すことはむしろ稀であり、少なくとも一見したところでは、そうした文脈から切り離された形で「表現の自由」という理念が提示されることが多い。「リベラル」にとっ

(51) Delgado and Stefancic, 2012, p.5

(52) Matsuda et al., 1993, p.3 /ただし、こうした(とくに公民権法成立以降の)公民権運動に対する評価はそれ自体論争的なものであり、ここに示された批判的人種理論によるものは、あくまでもその一つにすぎないことに留意する必要がある。なお、公民権法成立以降の公民権運動における論争的状况については、明戸, 2009を参照。

(53) Lawrence, 1993, p.59

(54) Lawrence, 1993, p.66

(55) Delgado and Stefancic, 2012, p.148

(56) Storossen, 1990, p.549-54

ては、「表現の自由」はそれ自体が擁護すべき価値であったり（ドウォーキン）、あるいは「民主主義」のような他の抽象的な価値との関連で正当化されるものであったりする（ポスト）。では、そうした「リベラル」の議論は、公民権運動とは無関係に成立したものなのだろうか。ここで確認しておかなければならないことは、「表現の自由」はそれ自体、60年代の公民権運動の過程でその正当性が確立していった原則だということである。2-2で詳しく述べたように、少なくとも1950年代までは、表現の自由をヘイトスピーチ規制に優先させるということは、連邦最高裁においては決して当然のことではなかった。そうした原則が成立したのは、1964年のニューヨーク・タイムズ判決に象徴されるように、「表現の自由」が公民権運動の後押しとなるという認識が広まった以降のことである。その後のブランデンバーグ判決、スコキー事件、そしてRAV判決といった重要判決は、いずれもこうした文脈があって成立したものであり、決して抽象的な「表現の自由」のみから導き出されたものではない。つまり60年代以降のアメリカにおいては、論者がそれをどのように認識するかにかかわらず、「表現の自由」は構造的には公民権運動と切り離して考えることができない。こうした観点からすると、80年代後半から90年代前半にかけてのヘイトスピーチ規制をめぐる論争における「リベラル」は、批判的人種理論とは違った経路で60年代の公民権運動を「継承」した立場として位置づけられる。

ただし、同じ公民権運動の「継承」とは言っても、直接的な形で公民権運動を継承した批判的人種理論と異なり、「リベラル」による「継承」はあくまでも「表現の自由」という抽象的な原則を介して行われたものである。多くの「リベラル」は「表現の自由」という原則の成立に大きな影響を与えた公民権運動という文脈を明示的には意識しない。その結果、自らが依拠する原則が成立した時代からある程度の時間がたち、文脈に一定以上の変化が生じた場合でも、

それに応じて対応を修正することは難しい。こうして「文脈の変化」を強調する批判的人種理論対「原則」にこだわる「リベラル」という構図が成立することになるわけだが、ここで重要なのは「リベラル」が（よくそう思われるように）たんなる「原理主義者」であるわけではないということである。ここで「リベラル」が行っているのは、あくまでも公民権運動という特定の文脈において成立した原則を維持し続けるということであり、その点において「リベラル」もまた文脈から無縁ではない。アメリカのヘイトスピーチ論争におけるこうした間接的な意味での「リベラル」の文脈性は、その立場をどのように評価するにせよ、論争の構図の把握において重要な意味をもつものであるように思われる。

4 日本の文脈への含意——結びに代えて

以上、アメリカのヘイトスピーチ規制論の歴史的な文脈について、80年代後半から90年代前半にかけてのヘイトスピーチ規制論争における公民権運動の「継承」ということに焦点をあてて検討してきた。ポイントは、次の2点である。（1）アメリカが「表現の自由」を重視する観点からヘイトスピーチ規制に対してきわめて慎重であるのは、1950年代から60年代にかけての公民権運動の過程で「表現の自由」が運動に対して重要な後ろ盾となったという文脈に基づいている。（2）こうした文脈は、1980年代から90年代にかけて大学のスピーチコードなどをめぐってヘイトスピーチ規制論争が生じた際には、規制が必要だとする「批判的人種理論」などの立場に対してはもちろん、規制に対して慎重な「リベラル」と呼ばれる立場に対しても（間接的ながら）影響を与えている。

さて、2章で言及した政治学者のエリック・ブライシュは、ヘイトスピーチ規制を考える際には、その国ごとの歴史的な文脈性を考慮することが重要になるとしている⁽⁵⁷⁾。また日本の著名な憲法学者である奥平康弘も、アメリカの

(57) Bleich, 2011, Chap.7

表現の自由の歴史をまとめた大著のむすびで、次のように書いている。

ぼくが言いたいのは、従来の問題の局面、すなわち、人びとがそのために犠牲を払いながら挑戦し獲得してきた表現の自由の文脈とはかなり異なるところで、同じ表現の自由を主張するばあいには、それを念仏みたいに唱えるのではなく、その歴史的な正確に適切な形で再構成して語る工夫が必要だろう、ということである。⁽⁵⁸⁾

こうした主張は、それ単体で掲げたとしてもそれほど大きな説得力はもたないだろう。しかし、ここまでアメリカという一つの歴史的な文脈を素描してきた上でこうした主張を見ると、その正しさをあらためて確認せずにはいられない。

そしてこうしたことをふまえたとき、次の瞬間に浮かぶのは、やはりこの問いである——日本においてヘイトスピーチをめぐる議論を成立させている歴史的な文脈とは、どのようなものなのだろうか。もちろんこうした問いが残りの紙幅で答えられるようなものではないことは十二分に承知しているが、ここではごくごく大雑把な議論の方向性を示しておきたい。日本には一方でアメリカと同様に規制に対してきわめて抵抗が強い土壌があるが、その背景にあるのは、やはり第二次世界大戦の経験ということになるだろう。すでに見たようにドイツの場合は同様の経験からヘイトスピーチに対して他国よりも強い態度をとることになったわけだが、日本ではむしろ言論統制こそが戦争への道を開いたという意識から、逆に「表現の自由」が支持されることが多いように思われる⁽⁵⁹⁾。しかし同時に確認しておかなければならないことは、日本ではアメリカと違って反人種差別にかかわる規範がほとんど形成されてこなかったということだ。アメリカで「表現の自由」重視の傾向が成立する上できわめて重要な役割を果た

した公民権運動は、言うまでもなく、公民権法という人種差別禁止法を成立させた出来事でもあった。そうしたことを経験していない日本という文脈においてアメリカと同様に「表現の自由」を主張することは、実際にはまったく「アメリカと同様」ではないことに十分注意する必要がある。

冒頭で述べたように、昨年（2013年）来、日本においても「ヘイトスピーチ」という言葉が頻繁に聞かれるようになった。もちろん、これによって日本における「表現の自由」の歴史的な文脈が一挙に変わるということはないだろう。しかし同時に、今後もこれまでと同じ文脈を前提にし続けることの「限界」についてもまた、同様に認識する必要がある。表現の自由という「原則」がいかなる歴史的な文脈の中から生じ、そうした原則が現在の文脈においてどのような意味を持つのかを常に意識すること。アメリカであるか日本であるかにかかわらず、また表現の自由ということをめぐるどのような立場に立つかにかかわらず、そうしたことの重要性は共通したものであるように思われる。

(58) 奥平, 1999, p.347

(59) 奥平康弘・宮台真司『憲法対論』平凡社新書, 2002, p.159